

山口県文書館Web古文書 第7週 (解答編)

意見を聞かせて！

— 明治の町村合併と戸長の意見 —

史料 1

(山口県行政文書戦前A総務841「町村分合案郡長及戸長答申書」より)

町村制実施前ニ於テ町村分合ノ方法可
相立ハ緊要ノ義ニ付テハ、当処轄内ノ義ハ山口
上立小路町外二十九ヶ町ヲ合併シ山口町ト改称
可相成旨御諮詢ノ趣承諾仕候、小官ニ於
テハ別段意見無之、尚右ニ就テハ処轄^①連^②
合会議員其他故老熟達ノモノヲ招集
シ及諮詢候処、更ニ意見無之候、此段
及内申候也、

山口今道町外廿ヶ町戸長

明治二十一年九月十六日 河村彰介 (印)

吉敷郡長正木基介殿

●概要

明治二十一年(一八八八)九月十三日に、「山口今道町外廿ヶ町」の戸長河村彰介から吉敷郡長正木基介へ提出された答申書。河村が戸長を務める今道町外二〇ヶ町と、上立小路町外一八ヶ町を合併して「山口町」とする原案に対して、町内の連合会議員らと協議した結果、原案に異議ない旨回答しています。

●大意

山口の上立小路町ほか三九ヶ町を合併し、山口町と改称することについての諮問の件は承諾しました。私は別段意見はありません。またそのことについて、連合会議員などにも諮ったところ、彼らからも意見は出ませんでした。このことをお知らせいたします。

史料 2

（山口県行政文書戦前A総務841 「町村分合案郡長及戸長答申書」より）

答申

過般町村制実施上ニ付、町村分合方法

御諮問相成候ニ付テハ奉得其旨、帰村直

チニ村内^(主)重立タルモノへ対シ御旨趣篤ト

相計リ申候処、予テ従来合村之意

ヲ含ミ居申候事ニテ、当度上郷村合併

致度トノ事ニシテ、右両村重立タル者相集

リ、十分協議ヲ遂ケ、合併ノ意見書差出

申候、然ルニ右両村合併之義ハ、兵吉

ニ於テモ其意ヲ同フスル処ニシテ、将来彼

是地民ノ幸福不大方義ト被存候間、何

卒此際右両村合併、更ニ村名小郡村

ト改称候様致度、此段答申候也、

吉敷郡下郷村

明治二十一年九月八日 戸長古林兵吉（印）

吉敷郡長正木基介殿

●概要

明治二十一年九月八日、吉敷郡下郷村戸長古林兵吉から吉敷郡長正木基介へ宛てた答申。上郷村と合併し、村名は小郡村としたいと答えています（県庁案は、上郷村と下郷村の分立でした）。

●大意

町村分合について、村へ戻った後、主だったものと協議しました。下郷村としては上郷村と合併したいと思っていました。そのため、上郷村の人々とも十分に協議をして、意見書を提出しました。私においても両村の合併に意義はなく、このことは両村民の幸せになるものと思います。（ここで今回、両村の合併を実現した上で、村名を小郡村としたいと思っておりますので、この旨答申いたします。

史料3

(山口県行政文書戦前A総務841 「町村分合案郡長及戸長啓申書 より」)

臺道村ヲ大道村ト改名ノ件上申
今般新村名ヲ^{ダイドウ}大道村ト改ムヘク段、先ニ
上申仕候ニ付、其理由可申出段御達
ニ依リ取調候処、当臺道村誌ニ別
紙写シ之通り記載有之候通りニテ、旧
名ニ復スルノ精神ニ有之、猶且臺ノ
字ハ字画繁冗ニシテ記載シ易カラス、
不知々々台ノ字ヲ取用候様相成、差支
モ不少、簡便ヲ図リ、往昔之名称ニ
復度、別紙村誌写シ相添、此段
上申候也、

吉敷郡臺道村・切畑村

明治廿一年十月十二日

戸長宮原勝三郎(印)

吉敷郡長正木基介殿

●概要

県庁は、臺道・切畑両村を合併し、「臺道村」案を示します。ところが戸長は「大道村」としたい旨答えたことからその理由を問われ、この上申でその回答をしました。なお「別紙」に添付された「臺道村志」は、「風土注進案 臺道村」(山口県文書館『防長風土注進案 14 小郡宰判』395頁)の冒頭に挙がっています。

●大意

このたび新しい村名を「大道村」としたい旨を先日上申したところ、その理由を示すようにとの御指示がありました。調査の結果、別紙に添付した「臺道村誌」のとおりで、旧名に戻したいとの気持ちからです。また、「臺」という字は画数も多く書きづらいことから簡便をはかるといふ意味もあります。別紙に「臺道村志」を添付してこのことを上申します。

※別紙「臺道村誌」

周防国吉敷郡小郡御宰判之内

小俣庄臺道村

当村の名称ハ、文禄年中秀吉公名護屋

下向の時、土道^{ツチミチ}を改て大道を開き玉ひし

によれり、後に臺の字に転ると申伝ニ御座候、

史料4

(山口県行政文書戦前A総務841 「町村分合案都長及戸長答申書」より)

今般新町村名称之理由可申出段

御達ニ抛リ取調候所、両村名ヲ一時廢

村候テハ大イニ差湊之廉有之、之レカ実

例ヲ上クレハ、現今之朝田村ハ故黒川市ト

唱エシニ、先年組換之際黒川市ヲ廢

シ朝田村ノ名称ヲ附セリ、然ルニ其隣

村エ黒川村ヲ被置候以來、黒川之文字

アル書信等ハ今ニ朝田村ニ持来シ、始メ

テ黒川村ニ非ザル事ヲ知ル等ノ類

ニ抛リ、則從來ニ村ノ名称ヲ其儘引

用スル訳ニ有之候、此段上申候也、

吉敷郡朝田村・矢原村

明治廿一年十月 日

戸長武谷孫惣 (印)

吉敷郡長正木基介殿

ヤバラアサダ

新村名

矢原朝田村

●概要

「黒川」の文字をめぐる、地域の混乱を訴え、「矢原朝田村」としたいとの上申です。以前「黒川市」のあった地を朝田村と名付ける一方(※)、隣村に「黒川村」が置かれたため、宛先に「黒川」がある書信を朝田村へ持つてきてはじめて「黒川市」黒川村ではないことに気付くというのです。そうした混乱を回避するために、戸長の武谷は、二つの村名をそのまま繋げることにしたのだ、と上申、「矢原朝田村」を希望しています(県庁の原案は「朝田村」。この上申により矢原朝田村が認められました)。

※江戸時代以来の「黒川村」の一部は、明治十二年(一八七九)に合併して「矢原村」となっていることから、ここにある朝田村は矢原村の誤りの可能性があります。なお、「黒川村」のその他の部分は、明治十二年に恒富・平野両村と合併し、「黒川村」となりました。

●大意

このたび新たな町村名をつけるにあたり理由を述べよ、との御指示でありましたので取り調べたところ、両村名をなくしてしまうと大いに問題が生じます。例えば、今の朝田村はかつて黒川市と言っていました。以前の改正で、黒川市を廃止し朝田村と名付けました。一方その時には、隣村に黒川村が置かれたことから、「黒川」の文字のある書信などは、朝田村に持ち込まれて初めて黒川村とは違うことに気付く、ということがあります。そこで従来からある二つの村名をそのまま用いたいと思います。このことを上申します。